

7月31日は「甲賀市青少年活動安全誓いの日」です

平成19年7月31日、市教育委員会が実施した高知県四万十川での野外体験講座において、参加された市内の小学生お二人の尊い生命が失われる重大な事故を起こしました。
市と市教育委員会では、このような重大事故を二度と起こさないよう、また事故を忘れることなく教訓としながら、子どもたちの成長にとって大切な青少年活動を安全に実施していくために、7月31日を「甲賀市青少年活動安全誓いの日」と定めています。

安全な青少年活動の実施に向けての取り組み

青少年活動は、子どもたちにとって、多様な人々との関わりを通して感性を豊かにし、人間性を培う極めて重要な活動です。今年もこの日を中心に、市民の皆さんと連携しながら、安全で安心な青少年活動を実施できるようにさまざまな取り組みを進めます。

●青少年活動セミナーの開催

青少年活動団体の指導者等が集い、青少年活動の意義と企画・実施における安全対策の重要性を認識し、安全かつ効果的に事業が実施できるよう、意識と能力を高める機会として、また情報交換、人材交流を図る場として青少年活動セミナーを開催します。

●青少年活動の安全実施のための啓発

市内の図書館・中央公民館等に野外活動を安全に実施するための書籍や安全対策マニュアルを書籍コーナーに設け、市民や青少年団体指導者の皆さんが安全に自然体験活動を実施できるように情報を提供します。また、市内小学校4年生児童へ「夏休みセーフティハンドブック」を配布します。

●自然体験活動用備品の貸出

各種団体等において実施される自然体験活動を支援するため、ライフジャケットやドーム型テント等の活動用備品を貸し出しています。



問合せ 社会教育スポーツ課 青少年育成係(青少年自然活動支援センター) ☎69-2248 FAX69-2293

市の安全管理の取り組み

職場や事業ごとに安全管理体制を構築

市では、7月に安全管理推進事業を実施し、安全管理意識の共有と向上に努めています。
日々の業務や市民サービスの中での事故やけがを防ぐため、各職場に安全管理推進リーダーを設置しています。今年度はウェブでの研修を全職員対象に実施することで、庁内全体の安全管理体制の構築に努めます。また、審査会等により各事業の安全管理体制のチェックを行っています。

AEDの設置

公共施設等利用者の心肺機能停止による突然死から生命を守るため、市内公共施設等にAED(自動体外式除細動器)を170台配備しています。また、消防署や消防団



▲まる一むに設置されたAED

と連携し、講習会や啓発等を行い、いざというとき少しでも命を救う助けとなるよう、取り組んでいます。

青少年活動施設一斉安全点検を実施

夏休み前に、子どもたちの活動・遊びの場となる施設や野外公園の一斉点検を実施し、危険箇所の点検や修理を行います。

散歩道・通学路等点検を実施

保育園、幼稚園をはじめ児童クラブや子育て支援センターの、散歩や通所に使う経路の点検を随時行っています。

また、市教育委員会では、小中学校通学路についても、交差点を含め、毎年安全点検を行っています。

問合せ 危機管理課 セーフコミュニティ推進係 ☎69-2104 FAX63-4619

国民健康保険に加入の皆さんへ 医療費が高額になりそうなき (限度額適用認定証の交付)

事前に「限度額適用認定証」を医療機関に提出することで、1か月の医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額でとどめることができます。

認定証が必要な場合は、次のとおり申請をお願いします。
※保険税の未納がある場合、交付を受けられない場合があります。

●申請場所
保険年金課または土山・甲賀大原・甲南第一・信楽地域市民センター

●持参するもの
保険証、認印
課税証明書(令和2年1月1日に甲賀市に住所のない方は必要)

《現在、認定証をお持ちの方》
認定証の有効期限は7月31日となっておりますので、引き続き必要な場合は、8月1日以降に改めて申請してください。

70歳から74歳までの方は、住民税非課税世帯の方および、現役並み所得者(窓口負担3割のうち、現役並みⅠ(課税所得380万円以上)と現役並みⅡ(課税所得145万円以上)の方も「限度額適用認定証」の申請が必要となります。

●新しい被保険者証を送付します
8月1日から有効の新しい被保険者証は簡易書留郵便で、7月中旬に発送します。

問合せ 保険年金課 国保年金係 ☎69-2140 FAX63-4618

後期高齢者医療保険に加入の皆さんへ

令和元年中の所得が確定したことにより、後期高齢者医療保険料の本算定を行いました。

●医療制度の改正について

4月から後期高齢者医療保険料の制度が次のとおり改正されました。
・所得が低い方の保険料均等割の軽減率が一部変わりました。
・均等割の軽減範囲が一部拡充となりました。

●保険料の納付方法

① 特別徴収
年6回の年金の定期払いの際に、年金の受給額から保険料をお支払いいただきます。
② 普通徴収
納付書または、口座振替でお支払いただけます。

お一人ごとの保険料額や、納付方法は7月中旬に郵便でお知らせしますのをご確認ください。

●新しい被保険者証を送付します
8月1日から有効の新しい被保険者証は簡易書留郵便で、7月中旬に発送します。
新しい被保険者証は薄緑色です。



●現在お使用のびわ色の被保険者証は、7月31日をもって有効期限が切れ、8月1日からは使えません。
●8月以降に医療機関等で提示される際は、お間違えのないよう十分ご注意ください。

問合せ 保険年金課 後期高齢者医療係 ☎69-2142 FAX63-4618